

事務局

定刻になりました。まだ若干、お見えになっていない委員の皆様もいらっしやいますけれども、時間になりましたので、始めさせていただきたいと思っております。本日は大変お忙しい中、また悪天候の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただいまから第6回北海道ギャンブル等依存症対策推進会議を開催いたします。

お手元の資料を確認させていただきます。会議次第の裏面に、配布資料の一覧を記載してございますけれども、会議次第、出席者名簿、配席図、資料1各機関におけるギャンブル等依存症対策の取組資料について、資料2各関係機関からの意見について、資料3北海道ギャンブル等依存症対策推進計画素案たたき台について、資料4今後の進め方について、最後に、意見様式。これらを配布させていただいておりますが、不足や、落丁がございましたら、大変ご面倒ですけれども事務局までお知らせください。なお、大変申し訳ありません。名簿の方に誤りがございます。訂正をさせていただきます。北海道弁護士会連合会、「狩野」様というふうに記載してございますけれども、「猪野」様が正しくございます。大変申し訳ありません。訂正をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、これより次第に沿って進めて参ります。本日の終了予定時間は概ね20時30分を目処と考えてございます。円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、田辺座長お願いいたします。

座長

北星学園大学の田辺です。議事を進行させていただきます。まず初めに議題1についてですが、第5回目推進会議にて、構成機関におけるギャンブル等依存症対策の取組に対して、提供可能な資料の提出を求めました。その状況について事務局から説明をお願いします。

事務局

障がい者保健福祉課の森下と申します。資料1になりますが、各機関におけるギャンブル等依存症対策の取組についての資料が第5回目の会議以降、提出いただいた機関になります。提出いただいた機関は、札幌市精神保健福祉センター、北海道道立消費生活センター、ばんえい競馬、北海道競馬事業室、北海道教育庁の5ヶ所から提出をいただいているところでございます。なお、具体的な資料の詳細につきましては、こちらの資料1をご参照いただければと考えております。事務局からは以上になります。

座長

全体会議の時間があまりない中で、遅れて資料が提供されましたけど、あまりこれについて沢山の議論はできないんですが、確認したいというこ

とがあれば、お受けします。

事務局 田辺座長、事務局から補足よろしいでしょうか。北海道競馬事業室からご提出いただいておりますポスターを会場に掲示しようと思っていたのですが、こちらの手違いで掲示ができておりません。同じ資料がばんえい競馬からいただいております取組の資料の一番最後のページ。馬が2頭載っているポスターと同じものとなっております。以上です。

座長 これでは実際下に何が書かれているか正直よくわからないので、現物があれば、もっとよかったですね。

事務局 字が小さくて申し訳ないのですが、相談窓口の連絡先が書かれております。

座長 ちょっと残念ですけども、わかりませんね。
これは、一次予防的な取組をどうやっていくかということで一応資料を出していただいているという位置付けですね。資料提供については、内容はOKですということはないかもしれませんが、文科省の資料は拝見するとかなり色々なことを書かれていますね。
他に出していないところはございますか。

事務局 8月の会議の時に一度皆様を取組状況の資料がありましたらということで、お声掛けまして、10月23日の会議の辺りもまた声をかけております。どうしてもそういう資料はありませんというような機関も数か所ございました。

座長 わかりました。それでは個々の資料について、なかなか議論を割く時間がないので、大変申し訳ないのですが、貴重な資料提供ありがとうございました。

それでは議題の2、北海道ギャンブル等依存症対策推進計画素案たたき台の協議に入りたいと思います。各機関から意見を寄せられておりますが、今回の内容について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 **【資料2、3に基づき事務局から説明】**

座長 意見に対する事務局としての考え方や取りまとめを報告いただきましたけれども、このことについてのご意見とかご議論を少ししたいと思います。どなたかご意見とかご議論ある方いらっしゃいますでしょうか。はい。児童青年精神保健学会。

教育に関して、説明していただきましたが、過剰な参加の習慣化は過剰を削れとかですね、節度ある配慮というような節度あるギャンブルという言葉は削れというのは、子どもの教育にとって最も大事なところが抜けているからなんです。つまり、節度あれば大丈夫なのかと子どもは思って、ギャンブルに手を染めますね。それから、過剰な参加の習慣化と言うんですが、過剰というのは、何回以上が過剰なのか、量的な問題も何もないほかに、過剰でない参加であれば、習慣化しても、ギャンブル依存症にならないということにも読めますので、過剰の基準を国は、週3回までは過剰じゃないというのが国の基準なので、何回やっても大丈夫だっというふうになりますね。子どもたちに教えるには、正確に教えなければならないし、精神医学の常識では、節度あるギャンブルをずっと続けられるという人が、大勢いるとは思えないんですね。習慣化すると、そのうちのある割合は必ず依存症の道に落ち込んでいくことがわかっているので、節度あるとか、過剰なというのは、精神医学の常識とは全く違うことになって、国の教育指導要領に書いてあるか、いないかに関わらずですね、教育委員会もきちんとした認識を持つべきだと思いますね。北海道教育委員会だから、道民のための教育委員会なので、ただの国の下請け機関ではないですね。教育自体も国の下請けでというのは、憲法にも何処にも書いていないので、その自治体で子どもたちを守るために必要なことをすべきですね。過剰な参加ではなくて、抜粋をここに書かれても何もならないので、抜粋じゃなくてもいいんですね。その言葉、意味が変わるということも、どういうふうな解釈をしてるのかわかりませんが、過剰じゃなければ良いというような、ニュアンスを残すということなのか。それであればもっと問題ですね。これからいろいろ作るようですが、専門家を入れさせるように、この会議からですね、道教委に対して助言をしていくことが必要だと思います。ここでやろうとしてる予防は、本当は普及啓発教育だけでは依存症が減らないというのが、世界中の常識になってるんですけども、最低限それだけはやろうということなので、それであればその内容をしっかりしなければと。いい加減な内容で教育すると、座長も前に言っていました、子どもたちは、高校生なんか興味持ちますよ。ギャンブルというものがあるんだということ、それだけがわかると、むしろ誘いになりますね。やっぱり、危険な行為であるということと、それから危険であるからこそ、賭博禁止法でずっと禁止されてきたということ、子どもたちに教えていくことが必要ですね。そんなようなリーフレットをちゃんとつくれるのかどうか、今の教育委員会のこの回答みたいなものは全く心もとないので、国から言われた通りにやりますとしか書かれていないので、対策会議としては、そこにきちんとした法の専門家を、精神医学の専門家も福祉の専門家も、それから、何より当事者の人達で参加してくれる人があったらその人たちも入れてですね、当事者の目から見て、こういう教育をされていけば、自分が当事者にならなかつたっというふうなものを作り上げていけると

思います。それが第1点です。だから、文言に関してはそれでよろしいですけれども、リーフレット作成にあたっては、教育委員会にただ任せずには、対策会議からきちんとした人を送り込み、良いものを作って、子どもたちを守ってあげることが大事ですね。

もう一つですね、ギャンブル行動に対する規制自体は、この会議の権限ではないと言っていますけれども、広告の規制に関しては、③で取り組む訳ですね。広告の規制というのは、これはギャンブル産業、企業の活動の規制になりますよ。それはできるけれども、それ以外のことに関して、ギャンブル機器の台数の制限、その他に関しては、できないという片方ができて、もう片方ができないという線引きがよくわからない。あるいは国が片方は言っているけれども、もう片方は言っていないということなのかもしれないんですけれども。ギャンブル企業のギャンブルの台数制限、その他について、それはどうしても必要であるということが、会議で確認されたらですね、そういう意見も出てるので、道の方から国にそういう観点で国の対策計画も見直すべきではないかとかですね、そんなふうな意見を自治体から上げていくことも必要ではないかと思います。

依存症対策で唯一成功しているところは、ギャンブルの台数制限や、それからギャンブルの拡大を制限するような規制をしている国だけが成功していて、それ以外、普及啓発とそれから、自主規制に任せるところはどこも成功していないんです。自主規制に関しては、自主規制に任せておいてこれまで全く進歩しなかったのが、これからは国の強制力をもってしなければならないというのが、イギリス国内の政府への勧告で出ているんですね。日本はまだ自主規制に頼るといのは……。自主規制はどうしても矛盾もあって、それで生きていかなければならない企業は、自分の首を絞めるようなことなので、どうしてもできるだけ、サボタージュしようということはあるんですね。本人たちが悪いのではなくて、企業の論理はそういうものですね。きちんとした……

座長 先生、ちょっといっぺんに沢山言われると議論がちょっと難しくなりますのでほどほどでお願いします。

北海道児童青年精神保健学会 はい。私は教育委員会のリーフレットづくりの問題などについてお話ししました。

座長 大きく分けて2点ほどですが、一つは、広告規制等の有効性という話でしたので、これはちょっと難しい面もあるのかと思いますけれども、事務局のお考えをお伺いしたい。

最初の方は、教育委員会の報告がありまして、教育委員会の方でこの委員会の委員の提案に対して、学習指導要領から抜粋されたということなんですが、もともとの根本の文科省の文言とかどういうふうに記載されてい

たんでしょうか。添付されている教育用の資料を見ると十分に依存症のことを伝えようとする内容になっているんですが。資料は、学習指導要領ですか。それと抜粋というのは、北海道教育委員会が抜粋したんでしょうか、その辺りについてお知らせください。

北海道教育庁 学習指導要領の解説というものなんですが、読み上げてもよろしいですか。読み上げますと、ほとんどそのままなんですけれども、「その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加が習慣化すると、嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」という記載です。

座長 はい。今のような記載ですので、ちょっと専門的な視点に欠ける記載になっていますね。国の文科省の記載も。今回、素案たたき台基本方針のところで、16 ページに私が追加して、表現したところがあるんですが、DSM 5 の記載、その他教科書などにもなかなか習慣化とかのめり込みについていい記載がなかったのですが、一応ですね、ギャンブルを反復するうちに、その頻度や掛け金が徐々に増大し、自己制御できなくなるというような表現を取っていましたので、ここに反映してもらいました。先ほどの文科省の表現だと少し依存症専門家の視点からいうとちょっとずれた表現になっていますので、黒川先生がご指摘のあった意見も大体、一応この中に反映できないかなというふうに考えております。習慣化とその過剰な使い方ちょっと文科省の学習指導要領は難しい文面になっています。

この点については、まずギャンブル等依存症についてというのは、国が法案で規定した今回のたたき台で言えば、1 ページ目の法律の定めるところにより行われるという文章がありますが、これはどうしても、国の法案の中ですから、必要な規制になりますけれども、具体的に中身です、北海道の依存症計画としての、知識として依存症等の説明というのはやっぱり必要になると思うんですね。それは、この法案のような2行や3行では、実態が伝わらないので、最低限、先ほどお示したような、16 ページの4行ないし5行ぐらいの内容で表現するというのをしているのではないかなというふうに思っています。今後の方向性としてギャンブル等依存症については、法案レベルで表現する必要があるときには、最低限の記載でもいいけれども、中身で表現する時には、16 ページにあるぐらいの記載はするというようなことを、皆さんにもちょっとご意見いただきたいなということです。

それから黒川先生のご提案は、そういうこともあり、北海道の実情も調査しました、そういったものを反映して、もっとわかりやすい、大事なことを伝えるような内容を、青少年に伝えるような内容を、例えば、こういった依存症対策会議の対策委員の中で、北海道のその実態調査の現実なども、十分取り込んで、その啓発資料を青少年に向けて、作るということは

どうかという意見でしたので、これについてのご意見を事務局の方でいただきたいと思います。

事務局

今いただいたご提案についてですが、先ほど主幹から説明させていただきました資料2の3ページの一番上の○で書かせていただいております。私どもの方でこれから啓発資材、リーフレット等作成して参りますけれども、その際には、皆様からのご意見をいただいて、今いただいたようなご意見も可能な限り、反映をさせていただきたいというふうに考えてございます。

座長

それからもう1点、規制というようなご意見も黒川先生からありましたけれども、実際に1次予防に成功しているのは、そのギャンブル産業自体の規制をやったところだという、お話もありましたけれども、事務局としてのご意見といたしますか、お考えを。

事務局

この計画には、そういった具体的なことまで、掲載することは、難しいかと思っておりますけれども、今後、やはり実行性のあるものを作っていくということで、お答えしましたとおり、リーフレットもそうですし、成功事例について広めていくといったことも、取組の一つとしてはできるかと思っておりますので、その辺りにつきましても、これからは皆様と検討させていただきたいというふうに思います。

座長

こういう、例えばここに集う専門家とか、実際の現場で相談とかをしている委員からの意見を反映させていくというふうなことでよろしいですね。はい。

引き続き、ご意見お願いしたいと思います。

北海道精神
神経科診療所
協会

私の表現が悪かったのか削られてしまっているんですが、臨床の、ギャンブルの患者さんではなく、薬物乱用の患者さんがよくパチンコ屋など、ギャンブルの場で、売人から薬物を得たり、声をかけられて初めて薬物を入手したりと、パチンコ屋のトイレの中で薬物乱用するってことをよく患者さんから聞きますし、また、例えば、北海道ですと苫小牧などは、薬物の密売組織があって、そちらから薬物を得るっていう方は、結構患者さんにはいらっしゃるんですね。ですから、もし、可能でしたらそういうギャンブルの場が薬物乱用の場になるっていうような知識のことと、あと、麻薬取締官とか、警察の薬物対策課とかと連携して、ギャンブルの対策っていうことを、全部の場の対策といたしますか、そういうのが現実的には、やって欲しいことであると思います。

座長

事務局のお考えはありますか。

事務局

今回、まず、実態調査をさせていただきましたけれども、その地域性ですとか、医療機関さんが感じておられる、実際の患者さんの動向ですとか、原因といったことまで、まだ今回の調査では踏み込めなかったところも多々あると考えております。それは、この調査そのものの中で、推計値人口で見たときの数値と、今回お答えいただいた部分との乖離ということも現実にごさいますので、今後、さらに調査、研究を進めていきまして、取組として公表できるものについては、積極的に行っていくということも考えたいと思います。

座長

貴重な臨床からのお話だと思うんですけど、例えば、少しわかりやすい普及啓発資料を青少年向けに作る時に、そういった一つの事例性のような、コラムのような、そのような形でそういう経験をした人がいて、それを治療したということなどでは、取り組んでいけるかと思えますけれども。一般的な遊技場での犯罪ですとか、遊技場における薬物乱用者の薬物事犯者の逮捕件数が多いとかってというようなデータとかがあれば、実際にはこの対策の中には書いていけるんじゃないでしょうか。啓発資料のようなもので吸収していくような形になるんじゃないかと思えます。

他にご意見とかございますか。

北海道精神科
病院協会

長谷川先生の意見を聞いて、クロスアディクションって言って、依存症というのはアルコール、薬物、ギャンブルを一緒に持つて人達も結構いるんです。それから家族内集積だったり、親がギャンブルやっていると子どももギャンブラーだったりということは決して珍しくないし、そういった論文もあるので、ハイリスクの人たちをいかに抽出して、いかに広域的にできるかということはずごく大事な問題なんですけれども、難しいですね実際。ただ、学校の先生は、そういう情報を持っていたら、それはそういう形で対応を考えていってあげてもいいのかなと。ただ、全部同じにというよりは、ハイリスクな人達を抽出して対応できると理想的なことと思います。ただ、ハイリスクというのは、例えばがんになりやすいだとか、絶対になるっていうふうな遺伝ではなく、なりやすい傾向があるということなので、「あなたの場合は気をつけたほうがいいかもしれない」ぐらいのことを言えると理想だと思うんです。なかなか、テクニク的に難しいかと思えますけれども。外来でギャンブラーの人が来たら、大体親のギャンブル歴を聞きます。持つて人結構いますね。論文もあります。以上です。

座長

今の話は、ハイリスク者ということも、ギャンブル等依存症の説明で書くべき、あるいは書けるところがあれば、入れたほうがいいとか。今のところクロスアディクション、他の依存症と併用というのは大体、専門家の中で認められているところなので、専門家の中で認められている内容は、

啓発資料等で。

北海道精神科
病院協会

こういう論文に書いてありますよという形で、客観性を持たせる形で書いてもいいのかなとは思っています。それから、子どもたちだけでなく、教育現場の先生が知っておいたほうがいい知識かもしれないです。あるいは、様々なところで相談業務をやっている人たちが知っておく知識であつたらいいというふうに思いました。

事務局

そのあたりについては、計画の中でも、正しい知識を啓発ということで取組というふうにしております。その対象については、今回は、まず一般道民の方に、依存症を知っていただくということで、始めさせていただきますけれども、今後の研修の中では、そういった子どもたち、あるいは親御さん、ハイリスクの方に携わるだろう人達を対象にした研修を行っていくということも考えたいと思います。例えば、資料3の方でございませけれども、24 ページのところ、具体的な取組を書かせていただきました。まず、医療の質の向上というようなことも書かせていただきました。ここは医療の分野に特化してございませけれども、それと23 ページに相談支援従事者の育成のことも書かせていただいております。この具体的な取組につきましても、今、ご意見をいただいたようなことも十分踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。

座長

よろしいでしょうか。

青十字サマリ
ヤ会

そうですね今、いろいろ話を聞いていく中で、ハイリスクのことで思い出したんですけれども、例えば共通のところ、大規模災害、東北の震災のあと、やっぱり喪失、家族を失ったとか、あといろんなもの失った中で、喪失感を紛らわすためにギャンブルに走ったということ聞いたことがあります。あと、アルコールもそうですね。やっぱり、その苦しみをもう思い出さないために、忘れるためにお酒を飲むというハイリスクの中であつたということなので、道としてももし対策の中でやっぱりそういう、大きな災害があつた時のその支援体制というか、心の支援というところもちょっと入れてもらつたら、いいのかなという気はしました。

座長

災害ストレスが誘引になつてという話は、私は現場から、東北から聞いてはいますけれども、もし論文などが出ていけば、それはやはり依存症の影響や具体的な進行とか、発症についての説明では、そういう内容も啓発資料の方になるのかということですが、そういうふうなことも、一つは、災害ストレスとの関係性についても反映できればということですね。

ご議論としては、なるべく具体的に案に盛り込むものということで、お

話していただきたいと思います。

最後にちょっと進め方については、ご意見いろいろあると思うのですが、それは最後の方で、今後の計画というところで、ご議論いただくことにして、今は素案とか、その対策に反映できるような内容のことで、ご意見いただきたいと思います。はい。岡崎委員。

道立精神保健福祉センター 道立精神保健福祉センターの岡崎でございます。今回、この計画にこれから3年間でしょうか。その計画ということだけではなくて、今日、資料2の方でご説明いただいた各関係機関からの意見についての中に、今後こういったことを検討していきますというようなことがあったかなというふうに思いますので、最後の方に策定経過というものの欄があるようでしたので、まだできてないんでしょうけれども。その中に、この議論の中で、今後検討していくものとして、こういった意見が挙げられたので、今後、こういったものを道として検討していく予定にしておりますというものも書いてあるといいのかなと思っています。

座長 その中身はどんなことを書くということは。

道立精神保健福祉センター 今日のご回答の中で、今後検討していきますというようなことがあったと思いますのでそのことについて、策定経過のところかどこかに明記しておいていただければ、忘れないでいいのではということです。

もう1点は、資料2の一番最初のところに書かれている基本的な考え方のところが非常に私はわかりにくいんです。一つ目の・は、推進計画は、既存のギャンブル等に関する対策を取りまとめると書いてあります。二つ目のところは、既存のギャンブル等の他のものもありますよと書いてあります。三つ目のところは、ここには既存のギャンブルがと等は入っていないんですけれども、これは、意図的なものなのかどうかちょっとわからなかったということもあるんですけれども、結局このギャンブル等依存症対策についてはっていうのは、本推進計画はという意味なのですか。そうになると、本推進計画っていうのは、既存のギャンブルの他、ゲーム、カジノなどその種別に関わらず、共通する対策を書かれているということです。質問ですね。

事務局 そもそもギャンブル等依存症に対する対策というのは、専門の先生がいらっしゃるのでこの後、伺いたいと思いますけれども、細かく見ていくと、おそらく治療過程ですとかいろいろ異なる部分もあろうかと思っておりますけれども、全般的に取り組むべきこと、依存症に対して進めていく対策というのは、共通するものがあるだろうというふうに考えております。そのことを、この3つ目の・のところでおっしゃっていただきました。法律上は既に

規定されているものがございますので、そこを述べているわけですが、一方で、ご議論いただきましたとおり、ゲーム、それからカジノ、社会情勢がこれから変わっていくだろうということがございます。

いずれにいたしましても、その依存症に対する対策については、一貫して取り組めるものがあるだろうというふうに考えてございますので、そのことをこの3つ目の・で入れさせていただいたということでございます。

道立精神保健福祉センター 今後のことなんですけれども、弁護士会の方からのご質問もあったとおり、IRの整備がどう考えるかについてなんですけれども、そういったところで変わってくるのであれば、新たに計画に付け加える、見直すというような考え方だということですか。結局、私前回出ていないのですけれども、前々回の時に、この中にはIR、カジノについては盛り込まないんですということが明確に示されたと思っているんですけども、今回少し曖昧になっているなというふうに私は思っていて、あの時は私はカジノも入れたほうがいいという意見だったんですけれども、そのあたり、結局どうなのかなというところが正直なところなんです。

座長 いいですか。IRそのものを議論しないけど、ギャンブル依存症について議論するんですよ。

道立精神保健福祉センター そうですよ。

座長 だから、もちろん射幸行為ですからこの規定にあるように。もちろんパカラ賭博もギャンブル等依存症に入ります。カジノ全体を議論しなくてもカジノの中には、たくさんスロットがあります、ルーレットも射幸行為ですね。

道立精神保健福祉センター 明記はしないけれども・・・

座長 明記は、「等射幸行為」ってパチンコ等のところの最初の2行に入っているのです。

道立精神保健福祉センター カジノとは明記はしないけれどもということですかね。

座長 カジノっていうのはギャンブルそのものじゃなくて遊技場の一種ですね。カジノの中で行われているギャンブルは対象になるということです。「等射幸行為」です。

道立精神保健福祉センター	だからこの既存のギャンブルには含まれてはいないけれども
座長	既存のギャンブルには含まれている訳です。含まれているから、今回、国が賭博法から外す対策を立てている訳です。カジノで行われていることはギャンブルです。
道立精神保健福祉センター	そうなると、この文はまた少し、この基本的な考え方のところの文章がちょっとおかしい感じがいたします。
座長	どこがおかしいでしょうか。
道立精神保健福祉センター	例えば、二つの・でいうと、既存のギャンブル等のほかと書いてあるからです。資料2の1ページ目です。 資料2の1ページ目の一番上に書かれている基本的な考え方の2つの・のところに、既存のギャンブル等のほか、ゲームやインターネットとも書いてあるし、I Rの整備とも書いてあります。多分私、前の時に含まれているんですかって聞いたら含まれていないっていうお答えだったように私は記憶しているんです。
座長	事務局の方で説明していただきたいことではありますけれども。
北海道精神科病院協会	「ギャンブル等依存症」は、学術用語ではないんです。等が膨らんでしまったために非常に曖昧さを作ってしまったんだと思います。
座長	素案の1ページの表現ではダメなのでしょうか。
道立精神保健福祉センター	ギャンブル等依存症の中にカジノの中で行われるギャンブルは含まれているということですね。なので、今回の計画にももちろんその対策が含まれているということなんですね。よろしいですね。座長が答えてましたがよろしいですか。多分この中の方達は含まれてないと思って今まで議論してきたのではないかと私は思ってるんですけれども。中身ない質問にこれからなると思うので、これで質問を終わります。
座長	これ確認点としては、重要だと思うんですけど。カジノやI Rを議論する場ではないけれども、ギャンブルに対する依存症の対策を議論するところということですかね。
事務局	法自体でギャンブル等と言っているところの整理については、今国内に先ほどから出ているそのカジノ等がまだ存在していないので、既存のギャンブル

ンブル等というところでは、そのカジノみたいなものは含めないで、依存症の問題対策の検討をこの会議の中でも進めさせていただいたというふうに思ってます。ただ、今、我々がこの計画の中でまとめとしています対策については、その個別のゲームであるとか、これまでのパチンコであるとかを特定して、対策を講じるものではなくて、種別にかかわらず、共通する依存症対策についてまとめとしていますので、何度も申し上げますけれども、こういうゲームによる依存であったり、カジノによる依存であっても、共通するものについては、有効に資するものだというふうに考えて計画をまとめます。

座長 よろしいですね。

道立精神保健
福祉センター 私はわかりました。

座長 カジノっていうギャンブルはないですから。ギャンブル場ですから。

道立精神保健
福祉センター 2回前に議論したと私は記憶しているんですけども、私が含める概念なのかと聞いたら、含めないというふうにお答えなると私は記憶してるので、その時と話がちょっと違うんじゃないかなと思って質問しました。含まれてるというのであれば、私はそうあるべきだと思っておりますので、このままで構いません。

座長 よろしいでしょうか。

北海道児童青年
精神保健学会 計画の基本的な考え方、資料のたたき台の15ページですね。今のところと同じです。赤字。本計画はギャンブル等の種別毎ではなく、共通する依存症対策を取りまとめるものとしますと書いてあります。岡崎先生のこととちょっと重なりますが、共通する依存症対策といってもですね、そのカジノ問題を切り離すかどうかで全く違ってきます。進行予防で、ギャンブラーの人が頭を熱くなってる時にお金がなくなると、ATMとかがあるとそこ行ってお金を下ろして、ぱーっと使うから競馬場からはATMを廃止しましょうとかいうことがうたわれていますね。国の計画では、それが依存症の進行予防の大事な計画であれば、やはりその場所で現金がなくなったら、もう帰るしかないような状態にしてあげるといことなんです。カジノは中で、カジノの会社がお金を貸し付けることができるというのが法律上あるんです。そういうふうにして書いてそれが大議論になってますね。こんなことするの日本だけなんです。先進国でその場でお金を貸し付けてしまう。これは競馬場のATM以上の非常に大きな問題なので、そうするとカジノを除いたところで行おうとしている施策の大事な、その

場で現金がなくなったらもうできないようにしてあげる。というようなことと、カジノの中では、お金が貸し付けられるっていうのは、全く対立しているんですね。だから、ここでやった計画がカジノも含めて、IRにも資することができるというのは、そういうことはないと思いますよ。

事務局

ギャンブル依存症に至った方に対する対策としてまとめさせてもらっていきまして、基本的な考え方も説明させてもらっていますとおり、規制について、この計画の中で整理をしているものではないということが一つあります。それと今先生がお話になった、カジノの規制については、道にIRを設置するかどうかということはまだ決まっていない訳ですけども、法律、法令等に基づいて、そのカジノの規制については、設置する際には業者のマネーロンダリング防止であったり、様々な広告勧誘の禁止や入場規制とか設けているものに沿って、そのカジノの規制については、業者と協力しながら、整備計画等でまとめることとしておりますので、その中で議論していくということになります。

座長

この議論が非常にややこしいところなんですね。ちょっとここで整理したいと思うんですけども、カジノは一種の特区みたいなところで、そこで何がどう行われるかっていうことを、ここで長々議論して、実りあることとは残念ながら出来ない。しかし、そういったことが将来起きることで、各種の依存症対策っていうことは、今、何をすべきかということ、この会議で意見を集約する。その中で依存症対策の基調、基本を作っていくっていうことが大事じゃないかなというふうに思います。

この全体の議論を今まで拝聴しておりますと、青少年、つまり一次予防の分野なんですけど、今後、青少年にギャンブル依存症を増やさないんだっていうことをこの会議のご意見として、皆さんが一致できるものとして、今後、青少年の新たなギャンブル依存症を北海道でつくらないようにするのだというようなことが盛り込まれる依存症対策があるべきだという意見が強いと思います。それが一つと、そのためにギャンブル依存症の実情をきちんと伝える必要がある。把握する必要がある。ということで、本当にご家族の方とか、依存症ご本人の方が犯罪を犯したとか、自殺を図ったことや考えたことがあるとか、本来であれば、大変発言しにくい内容をアンケートでもきちんと報告してくれた。そういう数は、全体像の把握が、国の有病率の調査を当てはめることしか残念ながらできない。その中で、北海道では、直接の当事者からのリアルなご協力をいただいた資料がある訳ですね。ですからそういった内容をもっと反映させた、あっさりした表現ではなく、実際にそういうことが進行するとあり得るんだっていう話がこの会議でたくさん出てきました。そういったものを盛り込んだきちんとした啓発活動というものをやるべきだと。それについては、今回集まった各委員も協力して進めるべきだというのは、2つ目の基本ではないかとい

うふうに思うんですね。

そんなことを基本に置いて、何をどのように載せていくべきかということ、考え方ではなくて、具体的にこれをこんなふうに載せるべきだというような意見を出していただきたいと思うんですが。

私の方から少し、今のことを踏まえて、何点か確認したいことがあります。

1つは報告のところで、自殺とか犯罪のことを入れるという、消費者センターの方からせっかくの調査結果をもっと反映して欲しいということで今回赤字で足していただいたんですけど、せっかく頑張っけて答えてくれた自殺とか、犯罪とかのところは、説明の中には入っていませんでしたので、せっかくご本人たちが頑張っけて書いてくれたことなので、入れたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、今後、青少年の対策を進めていく上で、対策法での表現は、先ほどの射幸行為全般ということになると思いますけれども、具体的な啓発のための知識は、16ページぐらいの量で、ちゃんと書いたほうがいいというふうに思います。

それから、一次予防のところ、これだけ皆さんが心配してる割にはちょっと現状に対する記載が少ない。それで例えば、これまで出た意見の中には、青少年がインターネットなどで課金ゲームなんかもやっていると。これは射幸行為そのものではないけれども、関連する問題として、青少年の予防教育だとかこういった表現も入れた方がいいのではないかと。勝つために頻繁に課金するっていうゲーム依存という傾向も出ていることも、青少年の予防としては、一つ大事な点かなと。

それからですね、競馬、競輪、競艇、オートレースの公営ギャンブルで、インターネット購入ができることで、年齢制限ができていない現状があるんですね、今。今後の青少年の依存症発症予防対策では、インターネット等でアクセスする青少年がいるっていうことも1つの課題だと思いますし、それから電動マシーンの中には、私達依存症治療の現場でやっていると、依存症になってきた人が一体何歳ぐらいからどのようなものでっていうことになりますと、例えば北斗の拳だとか、個別の名前言ってしまいますけど、実際にあるので。AKB48だとか、そういう青少年が引きつけられるアニメや劇画のキャラクターから誘引されているという現状が実際あるんですね。ですから、青少年がもし行けば頻回に面白くなって、過剰でもいいんですけども、行くことで習慣化するでもいいんですけども、そういうことが現状にあるということも、誘引されやすい現状として書いてもいいのではないかと。

それから、そういった中で日本のギャンブル依存症の有病率が世界的に高いこと。それから、どのようなギャンブル行為も未成年には禁止されているということ。それから、いろいろ関係のご意見が、特に法律の方からありましたけれども、国家が認定しないギャンブル場への参加は、賭博行

為。国家が認定しないギャンブル場の開設は賭博罪に当たるし、そこには絶対に行ってはいけない。つまり、不法な闇カジノとか言われるものに対する啓発も必要だと思うんですね。青少年の教育というところでですね。

それから、進行例では自殺や失踪だとかそういったものも多いということもちゃんと書くべきです。そういう、現状把握というのは難しいですが、一次予防というのは、青少年がギャンブル依存症を発症しないための方策ですから、ギャンブル依存症に対する知識を広げるというだけではちょっと弱いわけで、今のギャンブルにおけるギャンブル害、負の側面をきちんと青少年の啓発資料なり、対策でも、ギャンブルを青少年は何故禁止されてるかということ、もう少し表現する必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、もし可能であれば、ギャンブル先進地の対策とかいうことも、この会議で議論していった方がいいんですが、例えばギャンブル産業の先進地では、青少年対策として、入場制限をかけてますね。シンガポールが成功した例ですけれども、IDですね。国民全体にIDを使って、そういうIDによって、入場制限をしているというんですね。すでにもう五、六百万の国の人口の中で、4万人程度のエクスクルーシブな除外システムを使っていると、そういうギャンブル産業の先進地から学ぶということも、今後考えていくべき課題だと思います。今のところについて皆さんから意見が出ていなかったのも、私の方で、あえて言う訳ですけども、青少年対策で言えば、やはりギャンブル産業地は、実際にギャンブル産業が増加すると大学の中退率が高くなって、結果はマカオは19才以上だったのを22歳以上に年齢制限を繰り上げたりしているんですね、それだけ青少年対策ってというのは、考えられる方策をいろいろ活用しないとなかなか充実していかないと思うんですね。

ですから、こういったことも睨んで、今後の一次予防の記載をもうちょっと充実させるという方向性で進んでいければというふうに思うんですが、皆さんどうでしょうかそういった方向で。

北海道弁護士会
連合会

先ほどから手を挙げていてやっと当てていただきました北海道弁護士会連合会です。今の話もっともで、こちら連合会の方からも、度重ねて意見を出しておりますが、賭博は本来違法であると。だから本来やるべきではない。過剰なとか、嗜癖がとかそういう話ではなくて、本来よくないものであって、部分的に合法化されているものが遊んでも、違法にはならないよというだけで、害は一緒でございますので、せっかく今日北海道教育委員会の方もいらっしゃっているので、資料2を見ますとこちらの意見に対しては、すべて国で定めた学習指導要領解説に沿って指導することになりますという回答で、実際これが教えてくれるのか、くれないかが答えが全然書いてなくて、どうなんですかね。これは学習指導要領解説に反するものなんですかね。負の側面を教えてはいけないものなのか。そこをは

つきりした上で、負の側面も教えてくださいという意見を述べます。

そして、違法なものは違法だという原理、原則から、指導の中に入れてください。決してこれ国は、それ教えちゃいけないぞ。教えたら違法だぞとは言わないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、あと先ほども話が出ましたがこのギャンブル等の中に何が入るか入らないか2回前の会議と食い違っている。これを今更蒸し返すつもりはございませんし、むしろ、カジノ、賭場で行われるギャンブルについても全て対策すべきですので、この推進会議から外すという考えではございません。ただ、入れるなら入れる、入れないなら入れない。文書の一部では入っているかのようにし、一部では入っていないということの不明瞭さが一番問題であると思います。そこをはっきり明確に取りまとめのこのたたき台の中でわかるようにしていただきたいと思います。そして、皆さんからのご意見に対して繰り返されているのが、これがカジノが開業されても、その対策としてこの本会議の対策は資するものと思われま。資するものと考えています。どう資するのか。つまり、今までとは違うものが出てきたときに、もちろん同じギャンブルですから資するのは当然です。資すらなかったらおかしいです。けれども、それが全く違うものが出てきた時にそのまんま対策万全ですからいくらでもカジノどうぞという訳ではない。ここの違いがどこまでわかっているのか。資するという言葉でごまかさずに、どこまで対策ができていて、でもそれは決して万全な対策ではない・・・

座長

すみません。進め方の話なのでちょっと・・・

北海道弁護士会
連合会

最後に一点表現の仕方について最後に言わせてください。では、先ほどからお話出てますが、これは施策に関する事だから本会議の話ではないとか、意見や考え方だから今日の議題ではないっていう話もありますが、最後、たたき台の30ページにあります推進体制等について、加筆していただきたく存じます。本推進会議は、今後の社会情勢の変更に従って、また、いろいろと検討、あるいは検証しなければならないという意見が先ほどから出ておりました。そうであれば、4番、計画の見直しの中に、例えば、事業者への提言。こういったものも本会議は可能ではないでしょうか。先ほどからありましたATMをせっかく競馬場から外そうとしたらカジノの中では貸付もできてしまう。そんなことを許していいのかという提言。こういったものがこの本会議でも可能ではないでしょうか。単に検証するのではなく、提言まで、ここは加筆できないものでしょうか。

座長

はい。事業者等への提言ということを加筆できるかどうかという事です。提言の内容はとりあえず、事業者に提言もできるかという。

事務局 すいません。最後の推進体制、4章で整理しているところは、今回、ご議論いただいておりますが、この推進計画をどうしていくかという整理ですので、実際の対策にあたってのその提言みたいなことを、この計画の中でここに明記するということはできません。

計画としてここにうたうことはできないんですけれども、この推進会議の中でですね、先ほどいろいろ宿題になる部分の整理とかもいるんじゃないかということがありますので、どういった議論があったかっていうことを含めてですね、そういった整理は、記録はしていきたいと思っています。

座長 では、この依存症の対策会議で、事業者に提言はできないということになりますか。そういう考え方でよろしいですか。

事務局 この計画の中では、事業者の方も含めて、要するに連携強化しながらやっていこうということにしていますから、会議の中で、いろいろ取り組まれていることに対して、こういう観点が必要ではないかということをお話しされるのはいいかと思うんですけども。今やってる何かこう規制かけるとか、そういう議論する場ではないので、そういったことができないというお話をしております。

座長 もちろん規制をかけるとかそういうことをここで決めることはなかなか難しいわけですが、事業者への提言という・・・

事務局 連携の方策みたいなことを検討していきたいというふうに書いていますので、こういうふうにやっていきませんかって議論をここでして、事業者側に求めていくことはできると思います。

座長 連携の方策を議論するというところの表現まではできるということですか。

事務局 我々としてはこの計画のところの、連携強化を図って取り組んでいきますと言っていますので、当然そういうことをここに含めてと思っています。

座長 提言ができないということも、もしお考えであれば、なおのこと、先ほど私が申し上げたいいくつかの青少年への影響を考慮した、現状のことを書き込むということも、必要ではないでしょうかね。提言自体はできないけど、私自身も発達障害系の方が本当に自分の好きなキャラクターから入って、完全に依存症になってしまうともう本当に大変だということも、知っておりますけど、青少年に対するリスクというものをきちんと書いて、それを使って教育していくことも連携だと思うんですけど、だから、

すぐやめろとは言えないということですね。この会議では。そういうキャラクターを使うなどということは言えないけれども、そういうことであればなおさら、そういったものが非常に誘引になって、習慣化して過剰になるということがあるんだという記載等は入れていくということによろしいでしょうか。

事務局

今回、この計画を策定するに当たりまして、皆様にお集まりをいただいたところでございますけれども、当事者ご家族の方、予防に携わっておられる方、治療者、その後の対応支援に関わられる方、それから事業者、まさに三位といいますか、それぞれがこれだけ集まっただけの機会というのはなかなかないと思います。まさに、この依存症について関わる皆さんがこうして一堂に会して意見を取り交わすということ自体も大変意義があることだと思っておりますし、議事については遅れておりますけれども残させていただきます。先ほど精保センターさんからも、検討して参るところが盛り込めないかと。計画の方に書けないかということでございましたけれども、この資料についても、後程ホームページの方に公表させていただきます。そうしますと、検討するというふうにお答えしたことが必ず残って参りますので、今後、計画策定後につきましても、皆様方とこういう協議の場を設けまして、その進捗がどうなっているのかということも、検証させていただけるというふうに考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

座長

はい。素案についてのご意見というのは、そろそろ閉めさせてさせていただきますんですけども。それではお2人よろしく申し上げます。

北海道精神科
病院協会

はい。素案に対してってということなんですけど、今日は事業者の方が来てるので多分事業所の方は、ここに出てくるというのは、健全なギャンブルで果たしてあるかどうかという意見もあるかと思いますが、共存、共有したいと。ギャンブル依存症を作らない形で、自分たちは営利のお仕事をやっていきたいという想いは当然あると思うんですよね。その辺のことを、ちょっとお話いただいてもいいと思います。つるし上げのような形になってしまう形が多いので。

座長

遊技事業協同組合の方お一言どうぞ。

札幌遊技事業
協同組合

私ども前にも、組合でというよりも日本全国の遊技場組合で取り組んでいること。アドバイザー制度についても、安心パチンコ・パチスロアドバイザー制度、実際に3万人を超えまして、私どもも、今年3回目になりますけれども、12月2日にアドバイザー講習会をやりました。1ホールに2人以上のアドバイザー。広告宣伝についても、正直言って、公営ギャンブ

ルの方が派手にやっています。私ども紙媒体についても、射幸性を煽るような文言については、組合として自主規制していますし、それ以上のことがあれば、警察が取り締まり、行政指導があるような形で、自らの産業を守ろう。健全な娯楽としてということで取り組んでおりますし、今言ったとおり、安心して遊べるような、アドバイザーの育成、それから広告についても、自主規制して、パチンコは紙媒体で、紙面には何%以上、この言葉を入れなさいと。「パチンコは、適度に楽しむ遊技です。」という言葉は常にすべてに入れなさいということで取り組んでおりますし、そのほか18歳未満の関係についても、パチンコなされる方はわかると思うんですけども。パチンコ台の横のサンドのところに18歳未満禁止ですよというシールを。正直言って18歳。17歳、20歳。見分けがつかないところがあります。それを100%できるかといったらできないんですけども、それに取り組むために、あなたは18歳ですかということで、近いような年齢の方については確認させていただくとかという取り組み一つずつしています。その中で、私どもも、今後とも道民に愛されるということで、今年の理事会でやっておりますので、協力させていただくところはさせていただくということで依存症問題。たしかにうちの業界は射幸性を煽る業界かもしれないけれども、適度に遊ぶということで頑張っておりますので、示させていただきましたけど、話がちょっとうまく繋がらないんですけど、そういうことで終わらせていただきます。

座長 どうもご意見ありがとうございます。もう一方ご質問かご意見かお願いします。

精神保健福祉士協会 精神保健福祉士協会の乗内と申します。今の話と関連しているんですが、ご質問というより、今後のこの先のことをお願いということになるかと思うのですが、芦沢先生も今、仰ったように、いろいろなところの中で、一次予防で制限がすごく誇張されてるといえるのか、強調されて言われている気がするんですが、薬物の部分でですね、いろんな考え方があるかと思うんですが、「ダメ、ゼッタイ。」がどうも最近功を奏していないという話言われてきている。一方で同じように、このことを制限して、それで依存症になっていくっていう人達はごくわずかで、それよりも、それを分かっているがままにハマっていくという人たちが危ない。その人たちの方がよっぽど危ないというお話を最近聞きます。そういう意味では、ハイリスクの人たちをいかに拾っていくか、そっちのことをこれからの検討課題にしていく必要があるかと思えます。もし、ギャンブルが駄目だ、パチンコも競馬も競艇も駄目だっていうことだったとしても、それこそゲームであったり、インターネットであったり、いろんなものにアディクションがハマっていくものはあるわけですから、そういった意味では、機会の制限、特に楽しんでやっている人達もいる中で、これは駄目だよっていうことだけで

はあんまり意味がないというように思います。ですから、今後とりあえずこういう今回の計画を台にしつつ、先ほど先生も仰っていましたが、今後の検討課題として、引き続きそのハイリスクの人たちをいかに拾っていくか、どうアプローチしていくかというところを盛り込んでいただきたいなと思います。

座長

ハイリスク者対策ということ、今後依存症対策の中でも考えるべきだというまとめですね。その他なければ。

北海道弁護士会
連合会

少しだけ、教えていただきたいんですけど、ギャンブル行為について、その違法である、構成要件に該当するというのがあるということについて、触れたいというのは、我々としては法教育っていうのを非常に重視してやっています。法教育ということは、プロセスを国の指導要領に沿う話であると思いますので、それは法教育の観点からこういったことを推進計画に記載して欲しいということに尽きるわけでありまして、そこが完全に欠落してるといっている部分は、一点指摘しておかなきゃいけないなというふうに思っています。

座長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、今後の進め方ということも合わせてですね、事務局からお願いしたいと思うんですが、今日、いろいろと出た意見、私の方からも一次予防を充実させないと、皆さんの想いやご意見を反映できないじゃないかということで、何点か、特に青少年の予防というところで、強調すべきことをお話しましたが、今後、こういった皆さんのご意見を踏まえてその取りまとめをしていくということになるんですけれども、まずは今後の進め方のご説明をいただけますか。

事務局

はい。それぞれの今後の進め方ということでございますので、資料4に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。今回ご協議いただいた道推進計画の素案たたき台でございますけれども、皆様からのご意見を踏まえまして、修正をしまして、座長にも確認の上、素案とさせていただきたいと考えております。座長に確認後、皆様にも、修正後の素案を提供させていただきたいと思いますので、ご確認をお願いしたいと思います。そのご確認いただいた上で、さらにご意見があるという場合には、別紙の様式をお配りしてございますけれども、別紙様式で、またさらに修正意見を御提出いただければと思います。いただいたご意見については、今後パブリックコメントでいただいた意見とあわせて、計画の案を作成する中での盛り込み等について、検討させていただきたいと考えております。

今後ですけれども、本日、第6回の推進会議でございました。修正した素案をもとに12月中旬から1月中旬にかけて、パブリックコメントを実

施させていただき、その後の第7回推進会議で計画案を協議の上、今年度内での推進計画の策定を目指したいと考えております。そうしますことから、素案たたき台、資料3でございますけれども、1ページ計画期間についてですけれども、令和〇年度から〇年度までの3年間となっております部分については、令和2年度から4年度までの3ヵ年の計画期間という形で、素案というふうな形にしたいと考えております。今後の進め方については以上でございます。

座長

はい。取りまとめの素案については私も今日の意見を踏まえて、少し加筆に協力するという形になる訳ですが、そのような形を踏まえて、パブリックコメントの素案をつくるというような運びと。ちょっと議論が十分できてないところもまだありつつ、私自身も歯がゆいところもあるんですが、道議会等での議論っていうことも必要になるわけですねある程度。そういうことで予算の獲得のための議論ということも必要だということなところのことからこういうスケジュールが出されてございますけども、進め方についてのご意見とかありましたらどうぞ。

北海道児童青年
精神保健学会

進め方に関してはあまり賛成ではありません。何らかの形で素案そのものじゃなくても、何かつけ足しか何かで、一次予防は、この普及啓発教育だけでは不十分であるということもうわかっているので、それだけでは不十分だという、意見が委員から出ていて、ギャンブル行動自体の規制を盛り込まない限り、有効な予防策は打てないだろうということは何らかの形で個人意見でもいいですから、書いていただきたいと思いますね。あるいはもう少し議論させて欲しいと思います。

もう一つは、もうテレビ帰りましたけれども、北海道民は、今、この依存症対策推進会議は、どんな結論を出すかを注目しているんですね。これは、カジノができて自分たちの、子どもや孫が将来そこにはまってしまうんじゃないかという懸念があって、それを守るような対策が作られるんだろうかということに注目していると思います。あるいは道議会でも、そういう議論があると思いますね。その時にいやそれも含んでいるとただ漠然と言われるために素案が使われてしまったら道民に対する背信行為になります。もし、カジノができるとすると、それでも依存症を増加させないとすれば、道民を守るようなことを事業者選定の段階で入れさせなければならぬと思います。もう動いてしまったら、産業は止まりませんから。道民を守るのであれば、その賭博場に容易に行ける距離にある人ほど依存症が高いので、北海道民は、このカジノには入れない。それから、カジノの機器の射幸性の高さというのがあるんです。ぱちんこ店のパチスロの比ではないんですね。出玉規制とかないですから青天井ですね。青天井で社交性がものすごく高い。そういう機器をどんどん置いていきますから、ギャンブルにはまっていけますね。その射幸性の高さに関して、その機器が

設置される前にきちんと公安なら公安がチェックする。今のパチンコ、パチスロ以上の射幸性はないものに制限するとかですね、そういうふうなことをしていかなければ道民を守ることができないので、それはカジノの企業が選定される、事業者が選定される前に道できちんとした姿勢を持っておかなければならないと思うんですね。そういうことを条件にして、事業者を選定していく必要があって。そういうふうにと考えると、カジノはできないほうがいいと思いますが、できてしまっても、いくらかでも依存症の増加を抑えるために、こういう点が大事だということを、道のカジノを作る人、あるいは認可する人に対して、どこがどういうふうに、そういうことを、助言、提言していけるかですね。提言しようという意欲のある部署は、精神保健グループしかないですね。ほかのところは何の関係もないですから。ギャンブル依存症から人間を守るという意欲を持っているとしたら精神保健グループだけで保健福祉部の人達だけですね。そういうことは全く論議できなかった訳ですから、これで素案としてできましたっていうふうに、ただ、何もつけないで、提出することに関しては私は反対です。

座長

はい。そのようなご意見が出されています。他にはございませんでしょうか。

北海道弁護士会
連合会

今の意見に本当に賛成なんですけれども、結局ここで出された意見っていうのは、まだまだ足りないんじゃないかという意見がたくさん出ていて、はいできましたっていうのはやっぱり方向性のまとめ方として違ふと。事業者に提言できないというのはわかりました。でも国に対しては提言できるじゃないですか。文科省が本当に駄目だって言ったんですかっていう。そういうことなんですよ。そういう意味では足りないってことは明らかなんだから、我々はこれこれまで頑張りますと、まだ足りないんですというところの取りまとめが必要だということです。あとIRについて一言言えば、全体としてのまとめが足りないのは、暗数があるのかどれくらいの患者が受け入れられるのか、そういった全体像が全く見えない中で、この計画が策定されているということです。こういうことで計画された場合、例えば、別途ギャンブルが含まれた、始まった場合、さらに増えるんじゃないですか。それに対してどう対応できるんですか。そこが全く視点として欠落している。従って、もし、これはIR、我々が入れろと言っているのは、もしそれが違うのであれば、要するに、改めて人数が増える。患者が増える。そういったところの対策が見えない形でこれが作られたと。ここが問題なので、そこをきちんと明記しない限りは、この取りまとめとしては不十分ということだと思います。

座長

はい。取りまとめの素案でパブリックコメント云々という、この取りま

とめの作業に加えて、そのIR問題が当然外側にあるわけです。それについてはこの中ではIR、カジノの運営そのものについては議論できないけれども、ギャンブル依存症対策については、議論するわけだから、IR、カジノが増えれば、ギャンブル依存症も増えるかもしれないという、当然そのことは背景にあるわけですね。そういうふうに言ったら今回の取りまとめで、その部分を、議論の素材として扱えなかったっていうことには取りまとめとしての限界が確かにあるということは、委員の中で、一致しているところではないかと思うんですね。ですが、事務局としてはそれは追って訂正をかけていくんだというようなご説明でしたね。

それにしても、今回の素案の取りまとめ自体がまだまだ十分にいかないし、計画案というところでも、パブリックコメントのタイミングということで1度まとめるというお話がございますけれども、最終的なこの素案を案にしていくにはですね、この全体会議だけでは心配なので、座長の呼びかけで、この中で議論に参加していただける委員に参加していただいて、最終案の原案づくりに向けた、調整会議のようなものを、私の責任で事務局にてお願いして、文言の調整とか、この素案には載せられないけど、今後の計画として必要な観点とか論点をその計画案に付帯した形で表現するとか、何らかの措置をしていくための調整会議を座長権限で招集させていただきたいと思うんですが、どうでしょうかね。

皆さんのご意見と事務局の方のご意見をちょっとお聞きしたいんですけども。どうでしょうか。ご意見ありますでしょうか。もちろん皆さん全員が出られなくても、その調整作業に参加して、この意見を最終的に絞る、あるいは、そういった基本的な骨子を確認するような議論で大変かと思いますが、そういうものを踏まえて最終的な案としていく作業を座長に職権があるのかどうかわかりませんが、ここまで紛糾もしてますし、まだ未解決というところもありますので、調整会議を調整していきたいと思うんですが、事務局はどうですか。

事務局

ぜひ、我々も今平行して、この依存症対策についての体制であったり、予算の確保であったりという部分と並行して行っていますし、議会の議論、それから、皆さんのご意見を伺いたいと思いますので、まずは一旦、座長と相談して素案の形をまず今日の意見を整理したものでパブコメなどを進めさせていただいて、最終案の整理については、次の会議だけでは議論も不十分ということもありますので、座長にはご迷惑をおかけしますが、そういった調整の機会を設けていただければ、そこまでに我々の方も、パブコメ等や議会の意見を踏まえた案のたたき台を作って、それをご議論いただきたいと思いますと思っております。

座長

では、パブコメを求めた後でやるということですかね。最終案はこの流れで、パブコメ終わってすぐ整理されると、ちょっとどうなのかなと思

ますので、もちろんパブリックコメントは取らないといけないしと思えますけれども、最終に向けた調整会議ということ想定して、事務局の方から呼びかけていただいて、私の方ではもう少しそういうワーキンググループ的な会議を持つということによろしいですか。

北海道弁護士会
連合会 パブコメの意味がなくなるんじゃないですか。

事務局 パブコメをかける際には、今日のご議論が一番ありました青少年のところの整理については、座長の知恵もお借りして、まとめたものをベースにかけさせていただきたいと思っております。

座長 可能な限り皆さんも、この後、パブコメ前に載せたい意見があればすぐ出してもらってことですよね。逆に言えば。今日、ある程度出たとは思いますが。

事務局 座長の方と一緒にですね、素案の整理をさせていただきたいと思っております。

北海道児童青年
精神保健学会 パブリックコメントで道民の意見を聞いてしまうと、その後変えることは大きくできないですから・・・

事務局 先生からもいただいたご意見のうちのギャンブルの規制のことをこの計画の中にうたうことはできませんので、そのベースで、まずは、共通する依存症対策について、整理をさせていただきたいと思っております。

北海道弁護士会
連合会 すでに事務局の案が全部決まっていますこちらに同意しろと言っているように聞こえるんですが。

座長 事務局の案はここに出ているものですよ。

北海道弁護士会
連合会 黒川先生が意見を仰ってもそれはもう先にこっちが決めたことですからっていう風に聞こえます。

事務局 そういったことではなくて、要するに規制対策というものは、また別に今、IR法に基づいて、事業者とともに計画策定をして、それを国が承認していく手続きになりますので、そのところをこの計画でどうこうするということは、できないという話です。

北海道弁護士会 連合会	すみません。規制の話は全然してないんですけども。こちらもギャンブル依存症対策として不十分でしょと。まだやれるんですか。これだけのたくさんの人やれるんですか。どういった数字に基づいて、今のこの作成計画案ができたんですかっていうことですよ。
事務局	そこについては、冒頭、調査の時にも、なかなか実態の実数調査ができないので、今回やったように、すでにいろいろなご支援を受けている方がどんなことで困られているのか、どういう機関に至ったのかっていうことを調査させてもらったところで、それを踏まえて、まず今、取り組める対策の方は、きちんと啓発であったり、あと視点としては、啓発するのも、青少年の小さいうちからきちんとするべきだというご意見がありましたので、そういうものを踏まえたものにし、素案としてまとめたものです。
座長	本来のパブリックコメントは、かなり完成度の高い案を提示して、それでもなお、ご意見をいただくということであって、ある意味で実際にやってみると、パブリックコメントについて、あまり採用しないようなやりとりが一般的に、行政的には、もうかなり完全なものなので、ご意見頂戴しますみたいなものが多いですが、今回は、議会でも議論はするんでしょうけれど、パブリックコメントがあって、それを踏まえて、また議論するという案づくりの流れに、時間的になってしまうということですよ。ですから、パブリックコメントをよく反映した、つまり、今、不完全であれば、あるほどパブリックコメントは、ある意味では多く出てくると。それを生かした調整会議をして、最終的に対策案をここに出して、そしてそれをまた議論するというようなことですかね今、時間的なことで。
北海道弁護士会 連合会	すみません。パブリックコメントの後の議論はどこまで保障されてるんですか。またこんな感じで報告集会だけで終わってしまっって議論の時間は与えられないという・・・
座長	そこで私は今、調整会議というのを、設定しているのはそのことです。
北海道弁護士会 連合会	それもまた、はっきりしないものですよね。パブリックコメントのあとでしかも調整会議がどういうメンバーになるのかもわからないという。
座長	調整会議については、意見を出したい方に参加していただくということです。
北海道弁護士会 連合会	その意見はどのくらい反映されるのかも全くわからないわけですよ。

座長 反映されるかどうかわからないけど、案は詰めないといけない。その調整案は。その調整案を作ってこの会議の中でそれを決めるということになるかなど。

北海道弁護士会
連合会 その後もう一度パブリックコメントかけるんですか。

座長 多分、かけることはないと思います。私が決めることじゃないですけども。流れからいうと。

事務局 パブリックコメント自体は、道民の皆さんとかにご意見を聞く場ですので、タイミングはそれぞれいろんな時にやっているもので。

座長 2回やってもいいということですか。

事務局 2回ってことは、すみません。そのご意見を伺った上でまとめさせていただきたいと思います。

北海道弁護士会
連合会 結局そういうことですね。道民に対して、はっきりしたものを示さな
いままパブリックコメントだけ先にもらって、そのあとしっかりしたものを
作ろうっていう話ですかね。

事務局 しっかりしたものと言いますか、色々観点として考えなければいけない
ことは、今のご議論の中でもあると思いますけれども、まずはきちんと啓
発すること。その啓発の仕方もあるいろいろなやり方があるといわれています
から、それも踏まえたことを実際の実施の時にしていかなければいけない
と思いますけども、計画の中でまず取り組まなければいけないことをきち
んと整理して、示して、その上でご意見をいただく。

座長 はっきりしてないとか内容がないとかというご意見もあると思うんで
すが、しかし、一度参加されて、一応みんなを取りまとめる第一段階があ
って、しかし、それには、例えば、仮にカジノ対策とか、それからギャン
ブルの制限ということでは、意見としては、不十分だという意見がありな
がら、1回取りまとめが行われるということだと思っただけです。それで、
なおかつ次回の3年後か、その他の対策で反映するものなのか、そういう
ものがあれば附随的な意見として付けるとか、いろんなやり方を考えてい
かないと思うんです。ここで、できること自体は可能な限り議論して
いくけども、IR特区自体のことについては議論できないこともあるとい
うことも踏まえて、取りまとめをするという形になるかと思うんですが。

北海道弁護士会
連合会

その取りまとめ自体が不十分。規制が不十分という矮小化された問題ではなくて、ここでの議論が不十分である。そういった取りまとめ案に過ぎないということを明らかにした上でパブリックコメントができるのか。あたかもここで見事に充実した議論の果てに完成したものであるかのように道民に示されるのか。そこを黒川先生は先ほど述べられてまだ議論は十分ではないとおっしゃったんだと理解しております。

座長

そうですね。議論がどこまでそれが十分かという問題ももちろんあるんですけど、今はその一次予防を充実させる表現の中で拾っていくということをして私としては今、提案したんですけども、ギャンブルの制限ということの有効性ということはその中で、考えて表現していくということで、私はちょっと先ほどご意見も申し上げましたけど、例えばギャンブルの先進国の中で、19歳だったものに22歳に引き上げるとか、そういう制限を作っていくという動きはあるというようなことは、表現していけるんじゃないかと思うんですね。だから、そういったものを取り込んでいく、最終的な案を作っていくということですね。それが専門家の研究によれば、一次予防については、非常にまだまだ限界のある対策しか依存症対策会議では表現されていないということは、それはやむを得ないというか。良いことではないんですね。それは認めて、その部分を今後、それはおそらく政策ということにも関係してきますので、政策への提言という言葉で、できるかどうかわかりませんが、そういうことも必要になるということですよ。関係委員のご意見を発展させていけば。それはもう、ここで必要性のある取組という形で、可能な限り表現していくということになると思うんですけども。そこでどこまで今回、それをパブリックコメントも含めて、取りまとめられるかということになるかと思えます最後は。

難しいことがたくさんありますけれども。

具体的な中身を。進め方の抽象的な議論じゃなく具体的なことをお願いします。

北海道弁護士会
連合会

私としては小林とか猪野弁護士と同じ意見なんですけど、もしですね、どうしてもその調整っていうことで、パブリックコメント後にやるっていうことであるとするならば、もっと今こういうような言いっぱなしですね、北海道からの回答も曖昧な形でですね、イエスなのかノーなのかわからないような形じゃなくて、ちゃんと推進計画の素案の中身を具体的にこうしますというところまできちんと確定というか、確証を持ちたいというか、盛り込めるのか盛り込めないのかっていうところもきちんとやはり言うて欲しいし、その理由もちゃんと言って欲しいということを思っています。

座長 具体的な項目でやりとりしていただかないとちょっと一般的過ぎて、これからのやりとりは、例えば何ページの何にどのように記載するみたいなことが必要だとか。それは無理だとかそういうやりとりにしていただきたいと思いますね。もうちょっと、今日は時間も超過して申し訳ないんですけど。

北海道弁護士会
連合会 ここについては資料2の7ページにあるように、例えばその国で定めた学習指導要領解説に沿って指導することになりますではなくて、これは盛り込めるのか盛り込めないのかっていう結論まで示して欲しいということですね。それで、そこから議論が始まっていく話なんだっていう話だと思っているので、その話を今までしたかったんですけど、全然そこが深まらないままになっているので、それは次回、その調整会議とかっていう話があるのであれば、そういうもっと議論が深まる形ですすねやっていきなというふうに私は希望しています。

座長 はい。ちょっと進め方が悪かったんですが、時間も超過して、それでもまだ議論が深まっていないという現状でございますけれども、もう少し具体的なやりとりができればよかったですけれども。相対的な意見もたくさん出た今日の会議でございますけれども、なかなか、今後の進め方も難しいかと思っておりますけれども、再度、私の方で協力して、案を1回作って、パブリックコメントに回すということですね。

はい。いろいろ、ご意見ございましょうけれども、そのような形で、今日の会議は終わらせていただいて、座長としては、このままではなかなか皆さん収まらないと思いますので、どこかで調整会議を持ちたいと。タイミングは、本当はパブリックコメントの前の方がいいのですが、その議会との関係でパブリックコメントを先に取りたいということなんですね。というような進め方になるんですが、よろしいでしょうか。よろしくない方もいらっしゃると思います。この議事を閉めるということでもよろしいでしょうか。はい。それでは、事務局にお返しいたします。

事務局 田辺先生、議事進行ありがとうございました。そして皆様、本当にたくさんのご意見をありがとうございます。今、調整会議の日程のことを最後、議論になりましたけれども、そこにつきましても、改めて事務局と座長でもう一度詰めて決定次第、皆様にお知らせをしたいと思います。

それから、ご意見でございますけれども、今回、締め切りを記載してございません。パブリックコメントの終了まで、皆様から広くご意見をいただきたいという趣旨で、締め切りを記載してございませんけれども、ここにつきましても、定め次第、皆様にお知らせをしたいと思います。

ただ、素案を作りますので、今日いただいたご意見で、言い足りない。具体的にここをつけ足したいということがございましたらできれば、早めに

ご意見をいただければというふうに思っております。

それでは以上をもちまして、本日の推進会議を閉会いたします。どうぞお気をつけてお帰りください。ありがとうございました。